

令和6年度 松阪観光客支援・宿泊施設飲食店等応援クーポン事業 ～松阪ココ行こ！クーポン～ 飲食お土産店募集要項

今後、予定している事業の概要については、以下のとおりです。

●目的

市内の宿泊施設・飲食お土産店にご協力をいただき、「松阪ココ行こ！クーポン事業」を実施することで、観光客の消費を喚起し、地域経済の活性化を図るとともに、「宿泊客を観光客に、観光客を宿泊客に」を目標とし、両者を繋ぐ企画になることを目指します。

●事業の実施内容

オンライン予約サイトにて宿泊予約が出来る市内の宿泊施設において、飲食店等で利用できるクーポンを付与した「松阪ココ行こ！クーポンプラン」の造成を行っていただきます。また、旅行者、参加施設に WEB アンケートを実施し、今後の観光行政に活かしていきます。

※「松阪ココ行こ！クーポンプラン」…松阪市観光協会が発行するクーポン「松阪ココ行こ！クーポン」（以下：本クーポン）を付与した宿泊プラン。

●参加対象飲食店等要件

- ・ 当協会の指示に基づき本クーポンを適切に取り扱うことができる者であって、かつ松阪市内において事業を実施している者に限る。
- ・ 当協会が行う「松阪ココ行こ！クーポンプラン」のPRに協力すること(例、店舗の写真提供等)。
- ・ 申込用紙に記入してある条件の全てに当てはまっていること。

●松阪ココ行こ！クーポンの概要

1. 名称 松阪ココ行こ！クーポン
2. 発行者 一般社団法人 松阪市観光協会
3. 発行総額 8,000,000 円(1,000 円×8,000 枚)
4. 発行券種 券面額 1,000 円の紙媒体のクーポン券
5. 有効期間 令和6年7月1日(月)～令和6年12月31日(火)
※この期間内にクーポンを利用(宿泊・飲食ともに完了)していることとします。
6. 配布方法 本事業への参加登録を行った宿泊施設を運営する者がチェックイン時に旅行者に直接給付する。
7. 利用可能店舗 「松阪ココ行こ！クーポン事業」参加店舗
8. 給付額 宿泊者1名 2,000 円分を給付
※宿泊施設での予約単位で計算します。
例)「スタンダード・シングル 1 名」プラン 1 泊→2,000 円分給付

「スタンダード・ツイン 2 名」プラン 1 泊→4,000 円分給付

「スタンダード・シングル 1 名」プラン 2 泊→4,000 円分給付

なお、連泊は 2 泊まで適用とします

※宿泊料金が発生する方にのみ配布ください。

例)小学生以上→2,000 円分給付

幼児→給付なし

※参加宿泊施設へのクーポン配布枚数に関しては、客室数をもとに当協会が決定します

※宿泊予約は先着順とし、なくなり次第終了とします

※クーポン利用可能店舗で1回の会計において複数枚利用可能とします

●松阪ココ行こ！クーポンの取扱いに関する留意事項

- ・ 本クーポンは松阪市観光協会「松阪ココ行こ！クーポン」特設サイトにて紹介している店舗において利用可能
- ・ 本クーポンと現金の交換は禁止
- ・ 本クーポンの券面額以下の金額の利用の場合であっても、お釣りはできません
- ・ 本クーポンによる支払で不足する分は現金等で収受してください
- ・ 本クーポンを利用して購入した商品又はサービスの返品の際の返金は不可ですが、取扱店に不手際があった場合、商品の代替等の対応は可能です
- ・ 本クーポンの盗難・紛失・滅失又は偽造・変造・模造等に対して、発行者及び当協会は責を負いません
※本クーポンの盗難・紛失・滅失等については損害賠償責任が発生する場合があります
- ・ 本クーポンの交換はできません
- ・ 利用期間を過ぎた本クーポンは利用できません
- ・ 本クーポンの転売は禁止です

●実施期間 令和 6 年 7 月 1 日(月)～令和 6 年 12 月 31 日(火)

●松阪市観光協会からの配布物について

- ・キャンペーンのチラシ・ポスター等の広告物
- ・マニュアル
- ・参加飲食店等の一覧
- ・松阪観光客支援・宿泊施設飲食店等応援クーポン券 換金申請書兼実績報告書
- ・松阪観光客支援・宿泊施設飲食店等応援クーポン券 換金額請求書
- ・その他クーポン事業に必要な資材

※配布物は、担当者が直接手渡し、もしくはメールまたは郵送にて送付させていただきます。

●キャンペーンのPRについて

ご協力いただく飲食店等の皆様には、新聞・テレビ等、松阪市観光協会が行う「松阪ココ行こ！クーポン事業」PRにご協力いただきますようお願いいたします。

[掲載予定]ポスター、Web サイト、Web 広告 他

※チラシ、Web サイト等には、ご協力いただける飲食店等を掲載させていただきます。

●参加飲食店等の決定について

提出いただいた、別紙「松阪観光客支援・宿泊施設飲食店等応援クーポン事業 ～松阪ココ行こ！クーポン～ 飲食お土産店登録申込書」の記載内容を確認のうえ、「登録承諾通知書」の送付をもって、決定をお知らせさせていただきます。

※登録されたメールアドレスにデータでお送りしますので、期間中なくさないよう保存してください。

●クーポンの精算

「松阪ココ行こ！クーポン」を受け取った取扱飲食店等は、松阪市観光協会に対し、換金を請求することができ、その方法については、以下になります。

- (1) 取扱飲食店等は、原則換金請求期間内に、関係書類に必要事項を記入の上、松阪市観光協会に換金請求をしてください(郵送不可)。
- (2) 松阪市観光協会は、原則下記の表に定める期間内に換金請求があったものは、審査の上、請求が確定した月の末日を目途に指定口座にお振り込みいたします。振込期日については下記の表をご覧ください。ただし、クーポン券が合計 50 枚未満の場合は、取扱店の判断で翌月の分と合わせて請求できることとします。

また、下記の表に定める換金請求期間外に請求される場合は、必ず事前に当協会へご連絡頂き、翌月の請求期間に必ず請求して下さい。

| 使用月 | 換金請求期間 | 振込期間 |
|----------|------------------------|---------------------|
| 令和6年7月分 | 令和6年8月1日(木)～8月10日(土) | 8月23日(金)～8月31日(土) |
| 令和6年8月分 | 令和6年9月1日(日)～9月10日(火) | 9月23日(月)～9月30日(月) |
| 令和6年9月分 | 令和6年10月1日(火)～10月10日(木) | 10月23日(水)～10月31日(木) |
| 令和6年10月分 | 令和6年11月1日(金)～11月10日(日) | 11月22日(金)～11月30日(土) |
| 令和6年11月分 | 令和6年12月1日(日)～12月10日(火) | 12月20日(金)～12月28日(土) |
| 令和6年12月分 | 令和7年1月4日(土)～1月12日(日) | 1月23日(木)～1月31日(金) |

※やむを得ない事情がある場合、1月末日まで換金請求期間を延長することができます。

※最終換金請求日を超えますと、如何なる理由があっても換金することができません。

ご了承ください。

最終換金請求日 令和7年1月31日(金)

●スケジュール

令和 6 年

- 4 月 5 日(金) 参加宿泊施設・飲食店等の募集開始
- 5 月 31 日(金) 参加宿泊施設飲食店等の募集終了
- 6 月上旬 宿泊施設・飲食店等へ参加承諾通知書送付
- 6 月中旬 宿泊施設での松阪ココ行こ！クーポンプラン予約開始
- 6 月下旬 宿泊施設・飲食店等へ配布物を送付
- 7 月 1 日(月) 松阪ココ行こ！クーポン利用開始
- 12 月 31 日(火) 松阪ココ行こ！クーポン利用終了
- 1 月 31 日(金) 最終換金請求日
- 2 月 28 日(金) 最終振込日

●事務局・問合せ先

松阪市観光協会 担当:服部、岩本

〒515-0017 三重県松阪市京町 507-2

TEL:0598-23-7771 FAX:0598-26-4778

MAIL:coupon@matsusaka-kanko.com